○農林水産省令第六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表第１（第１条関係）<br>１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準<br>⑴　（略）<br>⑵　飼料一般の製造の方法の基準<br>ア～タ　（略）<br>チ　アルカリ性プロテアーゼ（その３）は、鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。<br>⑶・⑷　（略）<br>⑸　飼料一般の表示の基準<br>ア　（略）<br>イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。<br>㋐～㋔　（略）<br>㋕　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからチまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等<br>㋖～㋘　（略）<br>㋙<br>１　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。 | 別表第１（第１条関係）<br>１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準<br>⑴　（略）<br>⑵　飼料一般の製造の方法の基準<br>ア～タ　（略）<br>（新設）<br>⑶・⑷　（略）<br>⑸　飼料一般の表示の基準<br>ア　（略）<br>イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。<br>㋐～㋔　（略）<br>㋕　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからタまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等<br>㋖～㋘　（略）<br>㋙<br>１　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。 |

| 飼料添加物名 | 名称 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン | メチオニン水酸化体 |
| ２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛 | メチオニン水酸化体亜鉛 |
| ＤＬ－トリプトファン | トリプトファン |
| （略） | （略） |

| 飼料添加物名 | 名称 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン | メチオニン水酸化体 |
| （新設） | （新設） |
| ＤＬ－トリプトファン | トリプトファン |
| （略） | （略） |

２・３　（略）<br>ウ　（略）<br>２～５　（略）

２・３　（略）<br>ウ　（略）<br>２～５　（略）